

株 主 各 位

東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目29番2号

株式会社 ナ ガ セ

代表取締役社長 永 瀬 昭 幸

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目6番10号
ナガセ西新宿ビル6階会議室（受付2階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第47期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 役員賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toshin.com>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます)
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温をはじめ、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.toshin.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染者数が増減を繰り返し、社会生活、経済活動が様々な制約を受ける状況が続きました。2021年の後半は感染拡大防止策とワクチン接種の進展により経済活動正常化への動きがあったものの、2022年1月以降のオミクロン株による感染急拡大に加え、ウクライナ情勢等に起因する世界的な経済活動の停滞が懸念されるなど、先行き不透明で、景気の下振れリスクに注視を要する状況にあります。

教育業界では、2021年から実施となった「大学入学共通テスト」や、小学5・6年生の英語教科化など、制度面での大きな変化に加え、コロナ禍を契機として文部科学省のGIGAスクール構想の実現が急がれ、オンライン型教育の需要が急激に高まるなど、社会環境の変化に応じた新たな教育手法やコンテンツが求められております。また、5Gをはじめとする通信インフラの整備やデジタル化の急速な進展を背景とした、AIやIoTの活用による教育手法の革新という面でも、機動性の高い民間教育が担うべき役割や責務はますます大きくなっております。各企業は、少子化による市場縮小に加え、事業環境の大きな変化や他業種企業の参入、また、生徒、保護者の厳しい選別にも直面し、企業間競争はさらに激しさを増しております。

このような環境の下、当社グループは、人財育成企業として、「独立自尊の社会・世界に貢献する人財の育成」という教育理念をグループ全体が共有し、その実現に取り組んでおります。

「心・知・体」の教育を総合的に行える体制の構築を目指し、高校生部門（東進ハイスクール、東進衛星予備校、早稲田塾等）、小・中学生部門（四谷大塚等）、スイミングスクール部門（イトマンスイミングスクール）を中心に、各部門が提供するコンテンツの充実や教育指導方法の深化、受講環境の整備などを進めてまいりました。

当連結会計年度においては、当社グループ全ての校舎等の拠点で、感染予防措置を徹底したうえで、通常授業を実施、また全国統一テストをはじめ各種の模試についても、会場で実際に受験できる体制を作り、引き続き生徒に必要な学習環境・機会を提供しております。一方で、夏期恒例イベントとして毎年多くの参加者を集める「夏の教育セミナー」「大学学部研究会」を昨

年に続きオンラインで実施するなど、環境変化に応じた提供方法の工夫と提供内容の質の向上にも積極的に取り組んでおります。

大学受験、中学受験の分野においては、第一志望校合格に向けた生徒の学力大巾向上を最重点課題として、AIを活用した「志望校別単元ジャンル演習講座」「第一志望校対策演習講座」をさらにブラッシュアップし、合格に直結する得点力強化への取り組みを強力に推進した結果、今年も東京大学現役合格者数をはじめ、旧七帝大、国公立大医学部、早稲田、慶應など難関大学合格者数の当社史上最高数を更新することができました。

また、通信教育の分野では小学生、中学生の幅広い利用者層を対象に、2021年2月より有料提供を開始した「東進オンライン学校」や、社会人、大学生を対象に高度なAI教育を提供する東進デジタルユニバーシティなど、当社グループが提供する教育の幅をさらに広げる新しい取り組みを推進しております。

さらに、2022年3月31日付でブリヂストンスポーツアリーナ株式会社（新社名：株式会社イトマンスポーツスクール）をグループ化いたしました。

ブリヂストンスポーツアリーナは九州を中心に、スイミングスクールを中心としたスポーツ施設の運営を主な事業としており、「スポーツを通し地域社会の幸せな生活づくりのお手伝い」という方針のもと、地域に密着した堅実な運営を通じて、高い顧客満足度を得ている優良企業と考えております。また、九州中心のブリヂストンスポーツアリーナと首都圏、関西圏中心のイトマンスイミングスクールとの間で拠点の重複がないことから、ブリヂストンスポーツアリーナの拠点をそのまま引き継ぐことが可能であり、イトマンスイミングスクールと合わせ、品質はもちろん事業規模においても日本を代表するスイミングスクールとなると考えております。

ブリヂストンスポーツアリーナ及びイトマンスイミングスクールの知見、ノウハウを、生徒指導面、募集施策面、校舎運営面で相互に融合し、有効に活用することで、各地域において、よりブランド力、顧客満足度を高めた更なる発展を目指してまいります。なお、2022年3月31日付で株式を取得したことから、連結計算書類の作成に当たっては、貸借対照表のみを連結しております。

こうしたなか、当連結会計年度の営業収益は、49,406百万円（前年同期比7.7%増）と前期比3,552百万円の増収となりました。高校生部門では、前期末から夏期・冬期までの生徒募集は順調に推移した一方、第4四半期は、1月下旬以降、新型コロナウイルスオミクロン株の感染が特に20歳未満の若年層において急激に拡大したことから、昨年とは異なり生徒や保護者の警戒感が直接新年度募集に影響する厳しい環境となり、通期では1,386百万円の増収となりました。小・中学生部門においては、四谷大塚で在籍生徒数の増勢が続き1,212百万円の増収、また、スイミングスクール部門においては、前連結会計年度にイトマンスイミングスクールで2020年4月、5月の休校によ

る収入減少があったため、前年比では936百万円の増収となっております。

費用面では、全体で対前年同期2,554百万円の増加となる43,815百万円（前年同期比6.2%増）となりました。これは、当期も学力の大巾向上の実現に焦点を絞った施策を積極的に進めたほか、前連結会計年度は、イトマンスイミングスクールにおいて、2020年4月、5月に新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府・地方自治体の要請により営業停止した期間中に発生した固定費等450百万円を特別損失に振り替えたほか、緊急事態宣言時の休校、開校時間短縮などの措置に伴う人件費他の減少などがあり、当期はこれらが概ね通常に復したことで、人件費を中心に経費が増加したことなどによるものであります。

この結果、営業利益5,590百万円（前年同期比21.7%増）、経常利益5,153百万円（前年同期比14.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,440百万円（前年同期比41.7%増）となりました。

当連結会計年度における各セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、セグメント利益は連結損益計算書の営業利益に調整額を加えたものであります。

（i） 高校生部門

当部門は、東進ハイスクール、東進衛星予備校、早稲田塾等で、主に高校生を対象とした教育事業を行っており、質の高い授業と革新的な学習システムを提供する我が国最大級の予備校として、当社グループの主要事業となっております。

当連結会計年度末の校舎数は、直営校として東進ハイスクール97校、早稲田塾12校、また東進衛星予備校のフランチャイズを構成する加盟校は、当連結会計年度末時点で997校となっております。

当連結会計年度のセグメント売上高は30,253百万円（前年同期比4.8%増）、セグメント利益は7,100百万円（前年同期比1.8%増）となりました。

（ii） 小・中学生部門

当部門は、四谷大塚、東進四国、東進育英舎等で、主に小学生、中学生を対象とした教育事業を行っております。中学受験指導のパイオニアとして全国最大の中学受験模試「合不合判定テスト」を主催する四谷大塚、各地域に根差して展開する東進四国（東進スクール）、東進育英舎など、それぞれ特色を有し、事業を進めております。当連結会計年度末時点の校舎数は、首都圏に四谷大塚31校（当連結会計年度中、9月に四谷大塚成城学園前校舎を開校。他にYtnet・四谷大塚NET加盟教室数879教室）、愛媛県で株式会社東進四国が運営する東進スクール15校、茨城県で株式会社東進育英舎が運営する東進育英舎3校となっております。

当連結会計年度のセグメント売上高は10,564百万円（前年同期比13.0%増）、セグメント利益は2,493百万円（前年同期比22.2%増）となりました。

（iii）スイミングスクール部門

当部門は、スイミングスクールの草分けであり、乳幼児から小中学生、成人に至る幅広い年齢層に支持されるイトマンスイミングスクールとして、国内最大級のスイミング事業を展開し、主に水泳教室、フィットネスクラブの運営を行っております。世界に通じる選手育成にも力を入れており、これまで30名以上のオリンピック選手を輩出し、スイミング界の名門として、高い評価をいただいております。当連結会計年度末時点の校舎数は35校（他に提携校18校）となっております。

なお、2022年3月31日付でブリヂストンスポーツアリーナ株式会社（新社名：株式会社イトマンスポーツスクール）をグループ化したしました。これに伴う校舎数の増加は、九州地方を中心に21校となっております。

当連結会計年度のセグメント売上高は6,584百万円（前年同期比16.6%増）、セグメント利益は61百万円（前年同期比52.0%減）となりました。

なお、前年実績は、イトマンスイミングスクールが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府・地方自治体の要請により営業停止した期間中に発生した固定費等450百万円を特別損失に振り替えた後の数値を使用しております。

（iv）ビジネススクール部門

当部門は、東進ビジネススクール等で、主に大学生、社会人を対象とした教育事業を行っております。大学生向けには大学入学前教育、入学後の基礎分野教材提供・教養教育など、基礎学力向上に貢献するプログラムを、社会人向けには、主に企業向けに映像・インターネットを駆使した各種語学研修プログラムを提供する事業を展開しております。なお、本部門には、当期より事業を開始した東進デジタルユニバーシティ事業を含んでおります。

当連結会計年度のセグメント売上高は1,609百万円（前年同期比3.4%増）、セグメント利益は361百万円（前年同期比44.3%減）となりました。

（v）その他部門

その他部門には、出版事業部門、こども英語塾部門、オンライン学校部門、国際事業部門を含んでおります。

出版事業部門では、“東進ブックス”として高校生向けの「名人の授業」「レベル別問題集」「高速マスター」等のシリーズものを中心に、数多くの学習参考書・語学書を出版しております。また、特色ある「大学受験案内」の発行などを通し、東進のブランド力を高め、東進ハイスクール、東進衛星予備校等とのシナジー効果をあげております。

こども英語塾部門は、セサミ・ストリートを教材とした「セサミ・ストリート・イングリッシュ」を使用して「自ら進んで楽しみながら学習する」新

しい英語学習を提案しており、2021年11月からは、オンラインでも受講できるサービスを開始いたしました。

また、2021年2月よりサービス開始した、オンライン学校部門では、「いつでもどこでもだれにでも、最新にして最高の教育を」をモットーに、全国の小学生、中学生を対象にした通信教育事業「東進オンライン学校」を提供しております。

当連結会計年度のセグメント売上高は1,711百万円（前年同期比16.4%増）、セグメント損失は482百万円（前年同期比173百万円の改善）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、教育のコンテンツメーカーとして一層の充実を図るため、教育システムの向上、模擬試験並びに教材の開発、改良、併せて校舎数拡大と生徒指導の充実に対応したシステム環境の整備を推進いたしました。校舎関係では、四谷大塚成城学園前校舎を開校いたしました。そのほか、既存校舎の移転や整備、新規講座の開発等を進めました。

この結果、当連結会計年度の設備投資の総額は5,320百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より社債の発行及び借入により4,000百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はございません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2022年3月31日に、ブリヂストンスポーツアリーナ株式会社（新社名：株式会社イトマンスポーツスクール）の発行済株式の全てを取得し、同社を100%子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	45,682	45,182	45,853	49,406
経常利益(百万円)	2,396	4,250	4,512	5,153
親会社株主に 帰属する当期 純利益(百万円)	1,016	2,926	2,427	3,440
1株当たり当期純利益	114円65銭	332円56銭	276円61銭	392円08銭
総資産(百万円)	67,125	66,812	71,708	76,564
純資産(百万円)	16,944	19,104	20,592	23,110
1株当たり純資産	1,915円24銭	2,177円00銭	2,346円67銭	2,633円60銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数で算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期 (当事業年度)
売上高(百万円)	28,001	27,474	29,135	30,733
経常利益(百万円)	1,241	2,778	2,771	4,054
当期純利益(百万円)	487	2,098	1,823	3,514
1株当たり当期純利益	54円99銭	238円51銭	207円76銭	400円51銭
総資産(百万円)	56,758	55,891	60,304	64,134
純資産(百万円)	13,882	15,345	16,211	18,705
1株当たり純資産	1,569円13銭	1,748円73銭	1,847円41銭	2,131円58銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数で算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ナ ガ セ マ ネ ー ジ メ ン ト	480百万円	100.0%	関 係 会 社 管 理 業 務
株 式 会 社 東 進 ス ク ー ル	10百万円	(100.0%)	損 害 保 険 代 理 業
株 式 会 社 東 進 育 英 舎	10百万円	(100.0%)	学 習 塾
株 式 会 社 東 進 四 国	230百万円	(100.0%)	学 習 塾
株 式 会 社 四 谷 大 塚	20百万円	100.0%	学 習 塾 ・ 教 材 販 売
株 式 会 社 四 谷 大 塚 出 版	30百万円	100.0%	教 材 出 版
株 式 会 社 四 大 印 刷	30百万円	(100.0%)	印 刷
株 式 会 社 イ ト マ ン ス イ ミ ン グ ス ク ー ル	436百万円	100.0%	ス イ ミ ン グ ス ク ー ル
NAGASE BROTHERS INTERNATIONAL PTE. LTD.	SGD 5,000,000	100.0%	海 外 子 会 社 統 括
永 瀬 商 貿 (上 海) 有 限 公 司	RMB 6,329,300	(100.0%)	教 材 等 の 販 売
株 式 会 社 早 稲 田 塾	100百万円	100.0%	学 習 塾
株 式 会 社 イ ト マ ン ス ポ ー ツ ス ク ー ル	10百万円	100.0%	ス イ ミ ン グ ス ク ー ル

(注) 1. 議決権比率の()書きは間接所有持分であります。

2. 株式会社東進スクール、株式会社東進育英舎および株式会社東進四国は、株式会社ナガセマネージメントの100%子会社であります。
3. 株式会社四大印刷は、株式会社四谷大塚および株式会社四谷大塚出版の100%子会社であります。
4. 永瀬商貿(上海)有限公司は、NAGASE BROTHERS INTERNATIONAL PTE. LTD. の100%子会社であります。
5. 2022年3月31日に株式会社イトマンスポーツスクールの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

教育業界は、長期にわたる出生率低下による人口減を所与の問題として抱えております。大学入試制度の見直し、英語教育改革など、多方面で進む制度改革に加え、コロナ禍を契機としてオンライン型教育の需要が高まるなど、社会環境の変化は生徒や父母の求める教育の姿を変えつつあり、今後の民間教育機関の在り方自体にも大きな影響を与えるものと見込まれます。

こうした環境の変化に対応しつつ、当社グループの教育目標である「独立自尊の社会・世界に貢献する人財の育成」の実現に取り組み、引き続き高品質の教育を提供していくことが当社グループの課題とするところであります。

東進ハイスクールでは、既存校舎の体制整備の他、新規校舎展開も進め、最適な学習環境を追求しながら、学力向上と生徒一人ひとりの第一志望校合格を達成する校舎づくりを強力に推進してまいります。また、東進衛星予備校では、加盟校との連携と支援を強化して、個々の加盟校業績の向上とその積み上げによる安定した収益体制を確立いたします。これと併せ、「四谷大塚NET」から「東進中学NET」、「東進衛星予備校」へとつながる小中高一貫の教育体制を構築いたします。

英語教育においては、近時の英語教育改革の流れを踏まえた4技能をバランスよく習得できるプログラムの開発に取り組んでおり、児童英語の分野では東進こども英語塾を、大学生や社会人対象の分野では東進ビジネススクールを中心に事業展開を進めております。

このほか、オンライン型教育の需要の高まりに応え、通信教育の分野で幅広い利用者層を対象とした東進オンライン学校事業や、社会人、大学生を対象に高度なAI教育を提供する東進デジタルユニバーシティなど、当社が提供する教育の幅をさらに広げる新しい事業にも取り組んでまいります。

グループ会社においては、四谷大塚で新規校舎展開も含め、小学校低学年を含めた指導体制を強化するほか、イトマンスイミングスクールでは、オリンピック選手を輩出するスイミングスクールとしてのステータスと実績を活用し、「心・知・体」のバランスのとれた教育の基盤作りに取り組んでおり、新たにグループ化したイトマンスポーツスクールとの相乗効果を発揮していきます。また早稲田塾でも、大学入試改革を視野に、総合型・学校推薦型選抜の分野におけるトップクラスの実績とブランド力を生かし、東進ハイスクール、東進衛星予備校とのシナジーを図るなど、より一層の収益性改善に向け、連携を強めてまいります。

当社グループ全体が、教育目標の実現に向け、信頼できる人財育成企業としてのブランドイメージを確立するとともに、収益の増大と経費削減に努めることで、さらに戦略的な投資が行えるような環境を整備することで、教育業界における確固たる地位を固めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、教育事業を主たる事業内容としております。

(6) 主要な営業所等 (2022年3月31日現在)

会社名	拠点・事業所	所在地
(株) ナガセ	本社	東京都武蔵野市
	東進ハイスクール各校 吉祥寺校 他 96校	東京都 埼玉県 千葉県 神奈川県 茨城県 静岡県 長野県 奈良県
	東進ビジネススクール	東京都
(株) 四谷大塚	本社	東京都中野区
	四谷大塚各校 中野校 他 30校	東京都 埼玉県 千葉県 神奈川県
(株) 四谷大塚出版	本社	東京都杉並区
(株) 四大印刷	本社	東京都杉並区
(株) イトマン スイミング スクール	本社	東京都新宿区
	イトマンスイミングスクール各校 玉出校 他 34校 ※上記以外の提携校は、5府県18校となっております。	大阪府 北海道 宮城県 茨城県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県 京都府 兵庫県 奈良県 三重県
(株) 東進育英舎	本社	茨城県水戸市
	育英舎各校 水戸校 他 2校	茨城県
	東進衛星予備校各校 水戸校 他 2校	茨城県
(株) 東進四国	本社	愛媛県松山市
	東進スクール各校 松山本部校 他 14校	愛媛県
	東進衛星予備校各校 松山一番町校 他 8校	愛媛県
(株) 早稲田塾	本社	東京都豊島区
	早稲田塾各校 四谷校 他 11校	東京都 千葉県 神奈川県
(株) イトマン スポーツ スクール	本社	東京都新宿区
	イトマンスイミングスクール イトマンテニススクール 各校 久留米校 他 20校	東京都 埼玉県 大阪府 福岡県 佐賀県

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

部 門	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
高校生部門	464 (6,284) 名	25名減 (1,061名増)
小・中学生部門	303 (100) 名	5名増 (2名増)
スイミングスクール部門	500 (1,866) 名	186名増 (509名増)
ビジネススクール部門	23 (73) 名	2名減 (―)
その他	28 (40) 名	5名減 (1名増)
全社 (共通)	73 (156) 名	1名減 (33名増)
合計	1,391 (8,519) 名	158名増 (1,606名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
501 名	32名減	37.5歳	10.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、上記以外に臨時従業員を6,136名 (期中平均) 雇用しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	11,269百万円 (6,865百万円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	9,821百万円 (6,821百万円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,810百万円 (2,378百万円)

(注) () 内は借入額のうち、社債分であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 37,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,148,409株
- ③ 株主数 505名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(百株)	持株比率(%)
有限会社昭学社	32,510	37.0
永瀬昭幸	23,679	27.0
株式会社N, a p p l e	8,210	9.4
永瀬昭典	7,561	8.6
株式会社みずほ銀行	4,387	5.0
黒田敏夫	1,820	2.1
三井住友信託銀行株式会社	860	1.0
ナガセ従業員持株会	831	0.9
永瀬照久	565	0.6
永瀬ひとみ	430	0.5

(注) 持株比率は自己株式（1,373,047株）を控除して計算しております。

(2) 自己株式の取得・処分および保有

① 取得株式

- ・単元未満株式の買取による取得

普通株式 36株

取得価額の総額 203千円

② 処分株式

該当する事項はございません。

③ 当期末における保有株式

普通株式 1,373,047株

④ 取得の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、定款の定めに基づき、自己株式の取得を行ったものであります。

(3) 新株予約権等の状況

該当する事項はございません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当または重要な兼職の状況
永瀬 昭幸	代表取締役社長	(注) 3
永瀬 照久	専務取締役	人事部 部長 兼 東進教育研究所 長
渋川 哲矢	専務取締役	コンテンツ本部 部長 兼 経営戦略 担当
内海 昌男	常務取締役	総務本部 部長
中島 御	取締役	株式会社センターランド 会長
小池 康博	取締役	慶應義塾大学 教授
市村 秀二	常務執行役員	広報部 部長
出野 朋英	常務執行役員	事業推進室 長 兼 オンライン学校事業部 長
佐伯 秀彦	常務執行役員	情報システム部 部長
前田 達也	常務執行役員	東進ハイスクール本部 長
有安 隆	上級執行役員	衛星事業本部 部長
服部 哲士	上級執行役員	衛星事業本部 副部長 兼 支援部 部長
若林 幸孝	上級執行役員	四谷大塚塾 長
中里 誠作	執行役員	国際事業本部 長 兼 こども英語塾本部 長
福田 哲也	執行役員	衛星事業本部 副部長
小山 光紀	執行役員	イトマンスイミングスクール 執行役員
加藤 直也	執行役員	広報部 副部長
堀口 桂介	執行役員	コンテンツ本部 模試営業部長
松本 渉	執行役員	AI教育開発部 部長
安藤 俊	非常勤執行役員	
田中 博	常勤監査役	
川村 敦	常勤監査役	
神領 正行	監査役	株式会社シマ・クリエイティブハウス 専務取締役

- (注) 1. 取締役中島 御氏および取締役小池康博氏は、社外取締役であります。
2. 監査役田中 博氏および監査役神領正行氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度に係る役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。

取締役永瀬昭幸

株式会社 東進スクール 代表取締役社長
株式会社 東進育英舎 代表取締役社長
学校法人 東京清光学園 理事長
有限会社 昭学社 代表取締役社長
株式会社 ナガセマネージメント 代表取締役社長
株式会社 東進四国 代表取締役社長
準学校法人 愛媛研修学園 理事長
株式会社 四谷大塚 代表取締役社長
株式会社 四谷大塚出版 代表取締役社長
株式会社 四大印刷 代表取締役社長
株式会社 イトマンスイミングスクール 代表取締役社長
株式会社 早稲田塾 代表取締役社長
株式会社 イトマンスポーツスクール 代表取締役社長
NAGASE BROTHERS INTERNATIONAL PTE. LTD. 代表取締役社長

4. 当社は執行役員制度を導入しております。
5. 当事業年度中の執行役員の異動は、以下のとおりであります。
麻栢真治氏は2021年7月1日付で執行役員を退任いたしました。
松本 渉氏は2021年7月1日付で執行役員に就任いたしました。
6. 当社は、社外取締役中島 御氏及び小池康博氏並びに社外監査役神領正行氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

③ 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は、2021年3月2日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、業績、財務状況および経済情勢を考慮のうえ、決定する。

役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬（賞与）により構成されており、その比率は業績動向に伴い変動するものとする。それぞれの個人別報酬等の決定の方法は以下のとおりとする。

固定報酬は、役位、常勤、非常勤の別、各取締役が担う役割・責務等に応じて決定し、高い能力を持つ優秀な人材の獲得・保持が可能な、競争力のある水準に設定する。

業績連動報酬（賞与）は、当該事業年度の連結経常利益を重要な業績指標とし、併せて各取締役の当該事業年度業績及び中・長期的な業績拡大への貢献度を勘案して決定し、継続的な収益性の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブを持たせるように設定する。

b. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

固定報酬は、毎月定額の支給とする。

業績連動報酬（賞与）は、当該事業年度の定時株主総会終結の日に、株主総会決議に基づき支給する。

c. 報酬等の内容の決定について取締役等に委任する事項

各役位別の固定報酬額および賞与の金額算定に関する決定については、当社の代表取締役社長に一任する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	253 (18)	198 (18)	55 (-)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	30 (17)	28 (16)	1 (1)	3 (2)
合 計	283	226	56	9

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬は、連結経常利益を重要な業績指標とし、併せて各取締役の当該事業年度業績及び中・長期的な業績拡大への貢献度を勘案して決定し、継続的な収益性の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブを持たせるように設定しております。
なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は8頁に記載のとおりであります。
3. 取締役の報酬限度額は、1996年6月27日開催の第21回定時株主総会において年額600百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第29回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち社外監査役2名）です。

5. 報酬等の額には、以下のものも含まれております。
- ・2022年6月29日開催の第47回定時株主総会において付議する役員賞与
 - 取締役 4名 55百万円
 - 監査役 3名 1百万円（うち社外監査役 2名 1百万円）
6. 取締役会は、代表取締役社長永瀬昭幸に対し各取締役の固定報酬の額及び各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬（賞与）の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

④ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役中島 御氏は株式会社センターランドの会長を兼務しております。同社と当社との間に特別な利害関係はありません。
- ・社外取締役小池康博氏は慶應義塾大学の教授を兼務しております。同大学と当社との間に特別な利害関係はありません。
- ・監査役神領正行氏は、株式会社シマ・クリエイティブハウスの専務取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社シマ・クリエイティブハウスとの間に業務請負等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 中島 御	2021年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回（定例8回臨時5回）のうち合計8回（定例8回）に出席いたしました。 取締役会において、定例会全てに出席し、長年にわたる会社経営から培われた豊富な知見から適宜発言を行っております。
社外取締役 小池康博	2021年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回（定例8回臨時5回）のうち合計8回（定例8回）に出席いたしました。 取締役会において、定例会全てに出席し、大学での研究、指導経験から培われた豊富な知見から適宜発言を行っております。
社外監査役 田中 博	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 長年にわたる当社監査経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 神領正行	当事業年度に開催された取締役会17回のうち12回に、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 長年にわたる当社監査経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

- ハ、責任限定契約の内容の概要
該当する事項はございません。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等

	支 払 額
イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	107百万円
ロ. 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	108百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、イ.の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等は適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はございません。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

- ① 当該保険契約の被保険者の範囲
 - ・当社及び子会社の取締役及び監査役（事業年度中に在任していたものを含む）
 - ・当社及び子会社の執行役員

② 当該保険契約の内容の概要

被保険者が、その職務の執行に際し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや、被保険者の犯罪行為に起因する損害には保険金が支払われない等の免責事由が定められております。

(7) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程の遵守を周知徹底し、法令及び定款に違反する行為を未然に防止する。また、反社会的勢力や団体とは一切関わりを持たず、不当な要求には一切応ずることがないようコンプライアンス体制を確立する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の行った決定に対する情報、文書の取扱いは、法令、定款および会社規程に定めるところによる。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ全体を対象としたリスクを網羅的、総括的に管理し、代表取締役の指導の下、本部部門並びに内部監査部門がリスク状況を把握し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。

- ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定例取締役会を毎月1回、さらに必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社、または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ホ. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、事業部門から独立した内部監査部門として品質経営管理室を設置し、専任の内部監査スタッフが定期的に各事業部門における業務執行状況を監査し、その結果につき代表取締役社長、および監査役会に随時報告する。
また、コンプライアンスに関する重要な事案については、各部門を横断する専門委員会を設置し、代表取締役社長に直属して活動する。
- ヘ. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、月例の予算会議を開催し、重要案件についての事前協議と事業内容の定期的な報告を行う。
また、内部監査による調査も定期的に実施し、違反行為等の監視を行う。
- ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役の求めに応じて、適宜、補助のためのスタッフを置くことができる。
- チ. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の任命、異動等の人事権に係る事項は、代表取締役社長と監査役が意見交換を行い、決定するものとする。
- リ. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に対する体制
すべての取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社および関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、またこれらの会社において法令、定款および会社規程に違反する行為があることを知ったときは、直ちに監査役に報告する。
- ヌ. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、代表取締役、監査法人と適宜意見交換を行い、監査の実効性向上に配慮する。また、社外監査役に対しては、必要な情報提供を行うとともに、その独立性を確保する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、事業年度中定期的に実施される全社研修会（当事業年度は9回開催）において、代表取締役社長が社員に経営方針、経営課題、対応方針等を説明し、全社員の認識の統一化を図っております。

また、月例の予算会議を開催し、当社の各事業部門及び子会社の重要案件に係る事前協議と、事業内容についての定期的な報告を実施しております。またコンプライアンスに関する重要な事案については、各部門を横断する専門委員会が設置され代表取締役社長に直属して活動しており、コンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施を行っております。

四半期末及び事業年度末においては、品質経営管理室の内部監査スタッフが各事業部における業務執行状況及びリスク管理状況の監査結果を取締役会に報告し、重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

（補足）

事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示し、比率については、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	26,295	流動負債	20,178
現金及び預金	21,472	買掛金	432
売掛金	3,020	1年内償還予定の社債	1,359
商品及び製品	339	1年内返済予定の長期借入金	649
教材	69	未払金	3,978
仕掛品	0	未払費用	1,025
原材料及び貯蔵品	96	未払法人税等	898
前払費用	1,107	前受金	6,615
未収入金	25	預り金	3,978
その他	211	賞与引当金	424
貸倒引当金	△48	役員賞与引当金	59
固定資産	50,269	その他	756
有形固定資産	29,416	固定負債	33,276
建物及び構築物	11,907	社債	15,709
工具、器具及び備品	595	長期借入金	12,590
土地	16,648	役員退職慰労引当金	295
建設仮勘定	150	退職給付に係る負債	2,032
その他	115	資産除去債務	1,874
無形固定資産	3,739	その他	774
借地権	382	負債の部合計	53,454
施設利用権	170	純資産の部	
ソフトウェア	2,117	株主資本	20,059
のれん	1,010	資本金	2,138
その他	58	資本剰余金	2,141
投資その他の資産	17,113	利益剰余金	20,639
投資有価証券	10,511	自己株式	△4,858
長期貸付金	526	その他の包括利益累計額	3,050
長期前払費用	307	その他有価証券評価差額金	2,882
敷金及び保証金	4,991	為替換算調整勘定	174
繰延税金資産	642	退職給付に係る調整累計額	△6
その他	206	純資産の部合計	23,110
貸倒引当金	△72	負債・純資産の部合計	76,564
資産の部合計	76,564		

連結損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	49,406
営業原価	33,861
営業総利益	15,544
販売費及び一般管理費	9,954
営業利益	5,590
営業外収益	239
受取利息	13
受取配当金	85
受取家賃	10
受取手数料	23
貸倒引当金戻入額	23
為替差益	33
その他	49
営業外費用	675
支払利息	304
支払保証料	58
社債発行費	12
新型コロナウイルス感染症対応費用	190
その他	109
経常利益	5,153
特別利益	63
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	63
特別損失	157
固定資産売却損	2
固定資産処分損	13
投資有価証券売却損	22
投資有価証券評価損	2
減損損失	116
税金等調整前当期純利益	5,058
法人税、住民税及び事業税	1,427
法人税等調整額	190
当期純利益	3,440
親会社株主に帰属する当期純利益	3,440

連結株主資本等変動計算書

（自 2021年4月1日）
（至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,138	2,141	19,143	△4,858	18,564
会計方針の変更による累積的影響額			△804		△804
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,138	2,141	18,339	△4,858	17,760
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,140		△1,140
親会社株主に帰属する当期純利益			3,440		3,440
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,299	△0	2,299
当 期 末 残 高	2,138	2,141	20,639	△4,858	20,059

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	1,966	91	△29	2,028	20,592
会計方針の変更による累積的影響額					△804
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,966	91	△29	2,028	19,788
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△1,140
親会社株主に帰属する当期純利益					3,440
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	916	82	23	1,022	1,022
当期変動額合計	916	82	23	1,022	3,322
当 期 末 残 高	2,882	174	△6	3,050	23,110

(連結注記表)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

主要な連結子会社名

(株)ナガセマネージメント、(株)東進育英舎、(株)東進四国、(株)東進スクール、(株)四谷大塚、(株)四谷大塚出版、(株)四大印刷、(株)イトマンスイミングスクール、NAGASE BROTHERS INTERNATIONAL PTE. LTD.、永瀬商貿(上海)有限公司、(株)早稲田塾、(株)イトマンスポーツスクール

株式会社イトマンスポーツスクールは2022年3月31日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

(2) 主要な非連結子会社名

NAGASE INTERNATIONAL CO., LIMITED、NAGASE BROTHERS USA INC.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社(NAGASE INTERNATIONAL CO., LIMITED、NAGASE BROTHERS USA INC.)及び関連会社(株)松尾学院、(株)高等教育総合研究所、私立学校奨学支援保険サービス(株)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
永瀬商貿(上海)有限公司	12月31日 *

* 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

当社及び連結子会社共、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社共、定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

工具、器具及び備品 2～20年

なお、少額減価償却資産（10万円以上20万円未満）については、有形固定資産に計上し3年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

商標権

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は10年であります。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社共、貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社共、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の期間対応の額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社は役員賞与の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社共、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に

基づく期末要支給見込額を計上しております。

なお、当社は、2014年6月5日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を2014年6月27日付で廃止することを決議しており、同日までの在任期間に応じた要支給見込額を役員退職慰労引当金として表示しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

① 学習サービスの提供

i. 教材の販売等

これらのサービスの提供については、主として受講生へのテキスト等の販売を行っており、これらに関して当社グループが提供する業務を履行義務として識別しております。

教材の販売等においては、顧客への引渡完了時に物品に対する支配が顧客へ移転し、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

ii. 授業の提供等

これらのサービスの提供については、主として受講生への講義の実施、IT授業の配信を行っており、これらに関して当社グループが提供する業務を履行義務として識別しております。

当社グループでは、受講生との契約に基づく受講期間にわたり受講サービスを提供する義務を負っており、受講期間が経過するにつれ履行義務が充足するため、当該期間に応じて収益を認識しております。

② ロイヤリティ収入

これらのサービス提供においては、衛星加盟校に対し、当社の学習指導に係る一連のシステム（東進衛星予備校システム）を提供することによりロイヤリティ収入が生じております。このロイヤリティ収入では、衛星加盟校への東進衛星予備校システムの提供に関して当社が提供する業務を履行義務として識別しております。

東進衛星予備校システムはパッケージシステムであり、これを提供し使用が可能となった時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるた

め、当該時点で収益を認識しております。

③ 商品等の販売

これらのサービスの提供については、主に、顧客への書籍や物品の販売を行っており、これらに関して当社グループが提供する業務を履行義務として識別しております。

商品等の販売においては、顧客への引渡完了時に物品に対する支配が顧客へ移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、当社が代理人として行う商品の販売については、顧客から受け取る額から仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生の翌連結会計年度に一括損益処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

- i. ヘッジ会計の方法……………金利スワップについては、特例処理の要件をみたしているため、特例処理を採用しております。
- ii. ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
- iii. ヘッジ方針……………金融機関からの借入金の一部について、金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。
- iv. ヘッジ有効性評価の方法……金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、8年間の均等償却を行っております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、衛星加盟校へのサービスの提供について、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、履行義務の識別及び充足時点について検討した結果、一部のサービス提供については一定期間にわたり収益を認識することとしております。また、出版事業部門における返品権付きの販売については、従来は販売時に対価の全額を収益として認識し、過去の返品実績に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品の対価を除いた対価で収益を計上することとしております。さらに、スイミングスクール部門における提携校向け商品販売について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、代理人として行われる取引であるため、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業収益は14百万円減少し、営業原価は29百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ14百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は804百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

1. のれん

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

	当連結会計年度	内、株式会社イトマン スポーツスクール
のれん	1,010百万円	1,010百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 連結計算書類に計上した金額の算出方法

当連結会計年度末日である2022年3月31日におけるブリヂストンスポーツアリーナ株式会社(同日に、株式会社イトマンスポーツスクールに社名を変更)の株式取得に際しては、同社の既存の収益獲得力及び株式取得後の当社とのシナジー効果を考慮した事業計画を基礎として、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づき株式価値を評価したうえで取得原価を決定し、1,010百万円のをれんを計上しております。また、のれんの償却期間は、当該事業計画に基づく投下資本の回収期間を算定して8年と見積もっております。

② 連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当該会計上の見積りに用いた仮定のうち重要と判断したものは、将来事業計画における売上高の算定基礎である在籍生徒数および生徒単価、並びにディスカウント・キャッシュ・フロー法に用いた割引率であります。

将来計画は生徒数および単価の変動に左右されますが、直近の推移状況を勘案し、合理的な範囲で変動の見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度に与える影響

計上したのれんは、事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、減損の兆候の有無の判定を行っております。事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、将来の超過収益力が減少した場合、のれんの減損処理が必要となる可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

	当連結会計年度	内、株式会社イトマン スイミングスクール
有形固定資産	29,416百万円	6,939百万円
無形固定資産	3,739百万円	19百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 連結計算書類に計上した金額の算出方法

株式会社イトマンスイミングスクールは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価

額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当該会計上の見積りに用いた仮定のうち重要と判断したものは、将来事業計画における売上高の算定基礎である在籍生徒数および生徒単価であります。

将来計画は生徒数および単価の変動に左右されますが、直近の推移状況を勘案し、合理的な範囲で変動の見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

3. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

	当連結会計年度	内、株式会社イトマン スイミングスクール
繰延税金資産 (相殺前)	1,760百万円	520百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 連結計算書類に計上した金額の算出方法

株式会社イトマンスイミングスクールは、予測される将来課税所得の見積りに基づき、見積可能期間を5年として、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金について繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当該会計上の見積りに用いた仮定のうち重要と判断したものは、将来事業計画における売上高の算定基礎である在籍生徒数および生徒単価であります。

将来計画は生徒数および単価の変動に左右されますが、直近の推移状況を勘案し、合理的な範囲で変動の見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、将来の課税所得が減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建物及び構築物	3,974百万円
	土地	11,587百万円
	借地権	147百万円
	合 計	15,709百万円
(2) 担保に係る債務	1年内償還予定の社債 (銀行保証付無担保社債)	632百万円
	1年内返済予定の長期借入金	442百万円
	社 債 (銀行保証付無担保社債)	4,674百万円
	長期借入金	2,390百万円
	合 計	8,138百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 19,294百万円

3. 圧縮記帳額

都市再開発法に基づく権利交換等に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は249百万円であります。	建物及び構築物	149百万円
	工具、器具及び備品	20百万円
	土地	79百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,148,409株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,140百万円	130円	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,755百万円	利益剰余金	200円	2022年3月31日	2022年6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金運用は主として短期的な預金等を中心として運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

また、資金調達については、上記方針に基づき必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

① 営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社グループの主要な顧客は生徒、受講生等の個人であり、そのほとんどが1年内の債権で、かつ一顧客あたりの金額も少額であるという特徴があります。当社グループでは、顧客ごとの期日管理、残高管理を適切に行い、状況を随時把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、管理しております。

③ 敷金及び保証金は、主として校舎、教室の賃貸借契約に伴うものであります。賃貸借契約の締結にあたっては、貸主の財政状況等を勘案し、内規による審査を経て実行し、リスクの軽減を図っております。

④ 営業債務である買掛金、未払金、預り金はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。

⑤ 社債、借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金は主として設備投資などに係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金については固定金利と変動金利を併用しリスクの軽減を図っております。

⑥ デリバティブ取引については、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記等」4. 会計方針に関する

事項 (6)その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ① ヘッジ会計の方法」」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額355百万円）及び投資事業組合への出資（連結貸借対照表計上額345百万円）は、投資有価証券には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価 (※)	差額
投資有価証券	9,811	9,811	—
敷金及び保証金	4,991	4,532	△459
社債	(17,068)	(17,128)	59
長期借入金	(13,239)	(13,393)	153
デリバティブ取引	—	—	—

※ 負債に計上されているものについては、()で示しております。

本表では、社債及び長期借入金のうち1年内のものは、それぞれ社債（1年内分1,359百万円）、長期借入金（1年内分649百万円）に含めて表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	9,711	100	—	9,811

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	4,532	—	4,532
社債	—	(17,128)	—	(17,128)
長期借入金	—	(13,393)	—	(13,393)
デリバティブ取引	—	—	—	—

※ 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債は相場価格によっており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、並びに長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務及び社債の残存期間及び信用リスクを加味した割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金に含めて記載しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	高校生 部門	小・中学 生 部門	スイミン グスкуль 部門	ビジネス スクール 部門	計		
売上高							
一時点で移転される財又はサービス	12,776	2,564	204	—	15,544	685	16,230
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	16,909	7,941	6,380	1,609	32,841	334	33,176
顧客との契約から生じる収益	29,685	10,506	6,584	1,609	48,386	1,019	49,406
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	29,685	10,506	6,584	1,609	48,386	1,019	49,406

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、出版事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,633円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 392円08銭 |

重要な後発事象に関する注記

(固定資産の譲渡及び特別利益の計上)

当社は、下記の通り固定資産を譲渡することについて決議いたしました。

(1) 資産譲渡の理由

保有資産の有効活用により、財務内容の改善を図るため。

(2) 譲渡資産の内容

資産の名称及び所在地	譲渡価額	現況
ナガセ杉並宮前研修所 土地及び建物 (東京都杉並区)	3,020百万円	研修施設利用

(3) 譲渡先

大和ハウス工業株式会社

(4) 譲渡の日程

取締役会決議日	2022年4月19日
契約締結日	2022年4月19日
物件引渡日	2022年6月30日(予定)

(5) 業績に与える影響(特別利益の計上)

上記固定資産の譲渡に伴い、2023年3月期第1四半期において、固定資産売却益1,001百万円を特別利益として計上する見込みです。

※記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	21,845	流 動 負 債	14,930
現金及び預金	15,778	買掛金	348
売掛金	2,371	1年内償還予定の社債	1,182
商 品	168	1年内返済予定の長期借入金	642
教 材	69	未払金	2,847
前払費用	719	未払費用	601
未収入金	60	未払法人税等	385
短期貸付金	4,094	未払事業所税	31
その他の	117	未払消費税等	308
貸倒引当金	△1,533	前受金	4,355
固 定 資 産	42,288	預り金	3,958
有 形 固 定 資 産	16,659	賞与引当金	169
建物	4,061	役員賞与引当金	59
構築物	10	その他の	40
車両運搬具	12	固 定 負 債	30,498
工具、器具及び備品	392	社債	15,674
土地	12,182	長期借入金	12,590
無 形 固 定 資 産	2,584	退職給付引当金	683
借地権	382	役員退職慰労引当金	295
電話加入権	35	資産除去債務	671
施設利用権	157	その他の	583
ソフトウェア	2,009	負 債 の 部 合 計	45,429
投資その他の資産	23,044	純資産の部	
投資有価証券	10,327	株 主 資 本	15,840
関係会社株式	7,558	資本金	2,138
出資金	0	資本剰余金	2,141
長期貸付金	2,720	資本準備金	534
破産更生債権等	8	その他資本剰余金	1,606
長期前払費用	91	利益剰余金	16,419
敷金及び保証金	2,242	その他利益剰余金	16,419
その他の	149	繰越利益剰余金	16,419
貸倒引当金	△55	自己株式	△4,858
資 産 の 部 合 計	64,134	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,865
		その他有価証券評価差額金	2,865
		純 資 産 の 部 合 計	18,705
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	64,134

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	科 目	金 額
営 業 収 益		30,733
営 業 原 価		20,565
営 業 総 利 益		10,168
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,429
営 業 利 益		2,739
営 業 外 収 益		1,796
受 取 利 息		90
受 取 配 当 金		1,402
関 係 会 社 管 理 手 数 料 等		36
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		206
為 替 差 益		37
そ の 他		23
営 業 外 費 用		481
支 払 利 息		140
社 債 利 息		160
支 払 保 証 料		55
社 債 発 行 費		12
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 費 用		62
そ の 他		50
経 常 利 益		4,054
特 別 利 益		63
投 資 有 価 証 券 売 却 益		63
特 別 損 失		29
固 定 資 産 処 分 損		3
投 資 有 価 証 券 売 却 損		22
投 資 有 価 証 券 評 価 損		2
減 損 損 失		1
税 引 前 当 期 純 利 益		4,087
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		541
法 人 税 等 調 整 額		31
当 期 純 利 益		3,514

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	2,138	534	1,606	2,141	14,849	14,849
会計方針の変更による累積的影響額					△804	△804
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,138	534	1,606	2,141	14,045	14,045
当 期 変 動 額						
剰余金の配当					△1,140	△1,140
当 期 純 利 益					3,514	3,514
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	2,373	2,373
当 期 末 残 高	2,138	534	1,606	2,141	16,419	16,419

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△4,858	14,270	1,940	1,940	16,211
会計方針の変更による累積的影響額		△804			△804
会計方針の変更を反映した当期首残高	△4,858	13,466	1,940	1,940	15,407
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△1,140			△1,140
当 期 純 利 益		3,514			3,514
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			924	924	924
当期変動額合計	△0	2,373	924	924	3,297
当 期 末 残 高	△4,858	15,840	2,865	2,865	18,705

(個別注記表)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。）

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物および構築物 2～47年

工具、器具及び備品 2～20年

なお、少額減価償却資産（10万円以上20万円未満）については、有形固定資産に計上し、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権については、個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の期間対応の額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生の翌事業年度に一括損益処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

なお、当社は、2014年6月5日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を2014年6月27日付で廃止することを決議しており、同日までの在任期間に応じた要支給見込額を役員退職慰労引当金として表示しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

(1) 学習サービスの提供

①教材の販売等

これらのサービスの提供については、主として受講生へのテキスト等の販売を行っており、これらに関して当社が提供する業務を履行義務として識別しております。

教材の販売等においては、顧客への引渡完了時に物品に対する支配が顧客へ移転し、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

②授業の提供等

これらのサービスの提供については、主として受講生への講義の実施、

IT授業の配信を行っており、これらに関して当社が提供する業務を履行義務として識別しております。

当社では、受講生との契約に基づく受講期間にわたり受講サービスを提供する義務を負っており、受講期間が経過するにつれ履行義務が充足するため、当該期間に応じて収益を認識しております。

(2) ロイヤリティ収入

これらのサービス提供においては、衛星加盟校に対し、当社の学習指導に係る一連のシステム（東進衛星予備校システム）を提供することによりロイヤリティ収入が生じております。このロイヤリティ収入では、衛星加盟校への東進衛星予備校システムの提供に関して当社が提供する業務を履行義務として識別しております。

東進衛星予備校システムはパッケージシステムであり、これを提供し使用が可能となった時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(3) 商品等の販売

これらのサービスの提供については、主に、顧客への書籍や物品の販売を行っており、これらに関して当社が提供する業務を履行義務として識別しております。

商品等の販売においては、顧客への引渡完了時に物品に対する支配が顧客へ移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

- i. ヘッジ会計の方法……………金利スワップについては、特例処理の要件をみたしているため、特例処理を採用しております。
- ii. ヘッジ手段とヘッジ対象…………ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
- iii. ヘッジ方針……………金融機関からの借入金の一部について、金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。
- iv. ヘッジ有効性評価の方法…………金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、衛星加盟校へのサービスの提供について、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、履行義務の識別及び充足時点について検討した結果、一部のサービス提供については一定期間にわたり収益を認識することとしております。また、出版事業部門における返品権付きの販売については、従来は販売時に対価の全額を収益として認識し、過去の返品実績に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品の対価を除いた対価で収益を計上することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の営業収益は13百万円増加し、営業原価は1百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ14百万円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は804百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

	当事業年度	内、株式会社イトマン スポーツスクール
関係会社株式	7,558百万円	1,068百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 計算書類に計上した金額の算出方法

当事業年度末日である2022年3月31日にブリヂストンスポーツアリーナ株式会社(同日に、株式会社イトマンスポーツスクールに社名を変更)の株式を取得し、取得原価1,068百万円を関係会社株式として貸借対照表に計上しております。取得原価は、株式会社イトマンスポーツスクールの事業計画を基礎として、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づき株式価値を評価したうえで超過収益力を加味して決定しております。

② 計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当該会計上の見積りに用いた仮定のうち重要と判断したものは、将来事業計画における売上高の算定基礎である在籍生徒数および生徒単価、並びにディスカウント・キャッシュ・フロー法に用いた割引率であります。

将来計画は生徒数および単価の変動に左右されますが、直近の推移状況を勘案し、合理的な範囲で変動の見積りを行っております。

③ 翌事業年度に与える影響

計上した関係会社株式は、事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、関係会社株式評価損計上の有無の判定を行っております。事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、将来の超過収益力が減少した場合、関係会社株式の減損処理が必要となる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建	物	2,299百万円
	土	地	11,222百万円
	借	地 権	147百万円
	合	計	13,668百万円

なお、上記以外に子会社の土地(当事業年度365百万円)及び建物(当事業年度1,675百万円)を担保として提供しております。

(2) 担保に係る債務	1年内償還予定の社債 (銀行保証付無担保社債)	632百万円
	1年内返済予定の長期借入金	442百万円
	社 債 (銀行保証付無担保社債)	4,674百万円
	長 期 借 入 金	2,390百万円
	合 計	8,138百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		5,654百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)		
(1) 短期金銭債権		4,219百万円
(2) 長期金銭債権		2,199百万円
(3) 短期金銭債務		173百万円
(4) 長期金銭債務		1百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

(1) 売上高	1,184百万円
(2) 仕入高	650百万円

営業取引以外の取引による取引高 1,433百万円

2. 貸倒引当金戻入額 (営業外収益)

関係会社の財政状態等を勘案し、貸倒引当金戻入額を184百万円計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の取得、処分等および保有の状況

株式の種類	当事業年度期首の株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末の株式数(千株)
普通株式	1,373	0	-	1,373

自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	貸倒引当金	486百万円
	投資有価証券	194百万円
	関係会社株式	789百万円
	減価償却超過額	169百万円
	未払事業税	52百万円
	賞与引当金	51百万円
	退職給付引当金 (役員分含む)	361百万円
	その他有価証券 評価差額金	0百万円
	資産除去債務	205百万円
	その他	84百万円
	小計	2,396百万円
評価性引当額	△1,517百万円	
合計	878百万円	
繰延税金負債	その他有価証券 評価差額金	1,252百万円
	資産除去債務に 対応する除去費用	80百万円
	その他	6百万円
	合計	1,340百万円
繰延税金負債の純額		461百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社四谷大塚	(所有) 直接100.0	資金の貸付 経営指導 教材販売 役員の兼任5人	貸付金の返済 利息の受取	92 0	— —	— —
子会社	株式会社イトマンスイミングスクール	(所有) 直接100.0	資金の貸付 役員の兼任5人	資金の貸付 貸付金の返済 利息の受取	450 430 42	短期貸付金 長期貸付金 その他	280 2,135 6
子会社	株式会社早稲田塾	(所有) 直接100.0	資金の貸付 教材販売 役員の兼任5人	貸付金の返済 利息の受取 貸倒引当金戻入額	100 31 184	短期貸付金 貸倒引当金	1,800 1,452
子会社	株式会社東進育英舎	(所有) 間接100.0	資金の貸付 教材販売 役員の兼任5人	貸付金の返済 利息の受取	6 1	短期貸付金 貸倒引当金	73 70
子会社	株式会社イトマンスポーツスクール	(所有) 直接100.0	資金の貸付 役員の兼任5人	資金の貸付	1,841	短期貸付金	1,841

上記金額には消費税等が含まれておりません。

- (注) 1. 株式会社四谷大塚、株式会社イトマンスイミングスクール、株式会社早稲田塾、株式会社東進育英舎及び株式会社イトマンスポーツスクールに対する資金の貸付については、当社内規に基づいて決定しております。
2. 上記のほか、株式会社イトマンスイミングスクールより、当社の借入金に対して、同社が保有する土地(365百万円)及び建物(1,675百万円)の担保提供を受けております。

2. 役員および個人主要株主等

種類	氏名	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	永瀬昭典	—	—	会社役員	(被所有) 直接 8.6 間接 9.4	相談役報酬	報酬の支払	30	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	有限会社Come on UP	東京都武蔵野市	10	コンサルティング業	—	海外大学生派遣業務委託	業務委託報酬の支払い	30	—	—

上記の金額には消費税が含まれておりません。

- (注) 1. 永瀬昭典に対する報酬は、当社内規に基づいて決定しております。
2. 有限会社Come on UPとの取引条件は、市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,131円58銭
2. 1株当たり当期純利益	400円51銭

重要な後発事象に関する注記

(固定資産の譲渡及び特別利益の計上)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

※記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

株式会社 ナガセ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	上 林 三子雄
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	本 間 愛 雄
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	衣 川 清 隆

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナガセの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガセ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

株式会社 ナガセ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 林 三子雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本 間 愛 雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	衣 川 清 隆

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナガセの2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2022年5月31日

株式会社 ナガセ

代表取締役社長 永瀬 昭幸 殿

株式会社ナガセ 監査役会

常勤監査役 田 中 博 ⑩

常勤監査役 川 村 敦 ⑩

監 査 役 神 領 正 行 ⑩

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

(注) 常勤監査役田中 博及び監査役神領正行は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第47期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

前期末配当より70円増配することとし、当社普通株式1株につき金200円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,755,072,400円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり第15条を新設し、現行定款第15条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

③上記の新設規定の効力に関する附則を設けるものであります。

なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 取締役会を開催して決議を行うことを原則といたしますが、より機動的な意思決定のため、緊急時や議案の内容に応じて、書面または電磁的記録の方法により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、第24条（取締役会の決議方法）第2項及び第3項を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第15条～第22条 （条文省略）</p>	<p>（<u>電子提供措置等</u>）</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第16条～第23条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法および報告の省略)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>② <u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p> <p>③ <u>取締役または監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く）を通知したときは、当該事項を取締役会に報告することを要しない。</u></p>
<p>第24条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第25条～第40条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但し書きに定める施行日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>② <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日、または施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 永瀬昭幸、永瀬照久、渋川哲矢、内海昌男、中島 御、小池康博の6名全員の任期が満了となります。つきましては、改めて取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
1	ながせあきゆき 永瀬 昭幸 (1948年9月18日)	1976年5月 当社設立、代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 1987年9月 株式会社東進スクール代表 取締役社長 (現任) 1988年12月 有限会社昭学社代表取締役 社長 (現任) 1989年4月 学校法人東京清光学園理事 長 (現任) 1992年2月 株式会社育英舎教育研究所 (現株式会社東進育英舎) 代表取締役社長 (現任) 2004年2月 株式会社ナガセマネジメン ト代表取締役社長 (現任) 2005年10月 株式会社進級スクール(現 株式会社東進四国) 代表取 締役社長 (現任) 2005年10月 準学校法人愛媛研修学園理 事長 (現任) 2006年10月 株式会社四谷大塚代表取締 役社長 (現任) 2006年10月 株式会社四谷大塚出版代表 取締役社長 (現任) 2006年10月 株式会社四大印刷代表取締 役社長 (現任) 2008年1月 アイエスエス株式会社(現 株式会社イトマンスイミン グスクール) 代表取締役社 長 (現任) 2009年6月 NAGASE BROTHERS INTERNATIONAL PTE. LTD. 代 表取締役社長 (現任) 2014年12月 株式会社早稲田塾代表取締 役社長 (現任) 2022年3月 株式会社イトマンスポー ツスクール代表取締役社長 (現任)	23,679百株	(注) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
2	ながせてるひさ 永瀬 照久 (1956年3月10日)	1980年4月 当社入社 1987年4月 当社取締役 1997年7月 当社常務取締役コンテンツ 本部長兼東進教育研究所長 2000年6月 当社常務取締役東進デジタル スクール本部長兼コンテ ンツ本部担当兼東進教育研 究所長 2000年12月 当社常務取締役コンテンツ 本部長兼東進教育研究所長 2014年5月 当社専務取締役コンテンツ 本部長兼東進教育研究所長 2018年4月 当社専務取締役コンテンツ 本部担当兼東進教育研究所 長 2021年7月 当社専務取締役人事部長兼 東進教育研究所長(現任)	565百株	なし
3	しぶかわてつや 渋川 哲矢 (1973年7月27日)	2010年9月 ポストンコンサルティング グループ プロジェクトリー ダー 2012年9月 株式会社フィリップス・ジ ャパン 戦略企画部長 2014年7月 株式会社L I X I L マーケ ット戦略開発部長 2017年3月 当社常務執行役員経営戦略 担当 2017年11月 当社常務執行役員コンテ ンツ本部長代行兼経営戦略担 当 2018年4月 当社常務執行役員コンテ ンツ本部長兼経営戦略担当 2019年7月 当社専務執行役員コンテ ンツ本部長兼経営戦略担当 2020年6月 当社専務取締役コンテンツ 本部長兼経営戦略担当(現 任)	47百株	なし

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
4	うつみまさお 内海昌男 (1962年2月20日)	2008年4月 みずほコーポレート銀行 (中国)有限公司 中国為 替資金部長 2011年4月 株式会社みずほコーポレ ート銀行(現株式会社みずほ 銀行)市場営業部長 2013年11月 当社総務本部副本部長 2014年6月 当社取締役総務本部長 2020年9月 当社常務取締役総務本部長 (現任)	34百株	なし
5	なかじま おさむ 中島 御 (1943年1月20日)	1979年2月 株式会社ネオモーション設 立、監査役 1981年2月 株式会社ネオモーション代 表取締役 1985年2月 株式会社センターランド設 立、代表取締役 2020年9月 株式会社センターランド会 長(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任)	—	なし
6	こいけやすひろ 小池康博 (1954年4月7日)	1983年4月 慶應義塾大学理工学部助手 1988年4月 慶應義塾大学専任講師 1989年4月 米国ベル研究所訪問研究員 1992年4月 慶應義塾大学理工学部助教 授 1997年4月 慶應義塾大学理工学部教授 2004年4月 慶應義塾先端科学技術研究 センター所長 2010年4月 慶應フotonクス・リサー チ・インスティテュート所 長(現任) 2010年11月 学校法人慶應義塾評議員 2020年4月 慶應義塾大学教授(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任)	—	なし

- (注) 1. 学校法人東京清光学園と当社との間で、金銭貸借取引があります。
2. 株式会社東進育英舎と当社との間で、営業取引および金銭貸借取引があります。
3. 株式会社ナガセマネージメントと当社との間で、業務委託の取引、営業取引および金銭貸借取引があります。
4. 株式会社東進四国と当社との間で、営業取引があります。
5. 株式会社四谷大塚と当社との間で、業務委託の取引、営業取引および金銭貸借取引があります。

6. 株式会社四谷大塚出版と当社との間で、業務委託の取引および営業取引があります。
7. 株式会社イトマンスイミングスクールと当社との間で、営業取引および金銭貸借取引があります。
8. 株式会社早稲田塾と当社との間で、営業取引および金銭貸借取引があります。
9. 株式会社イトマンスポーツスクールと当社との間で、金銭貸借取引があります。
10. 取締役永瀬昭幸は、当社の大株主であり親会社等に当たります。
11. 中島 御氏及び小池康博氏は当社の現任の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
12. 中島 御氏の選任理由及び期待される役割の概要
中島 御氏は、長年にわたる会社経営から培われた豊富な知見を当社の経営に反映していただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断したため、社外取締役候補者といたしました。
13. 小池康博氏の選任理由及び期待される役割の概要
小池康博氏は、大学での研究・指導経験から培われた豊富な知見を当社の経営に反映していただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断したため、社外取締役候補者といたしました。
14. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の19頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
15. 当社は、中島 御氏及び小池康博氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 川村 敦の任期が満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役の候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数	当社との 特別の 利害関係
かわむらあつし 川 村 敦 (1967年8月9日)	1990年4月 当社入社 1996年7月 東進ハイスクール石神井校校舎長 1998年7月 東進ハイスクール本部勤務 2015年7月 東進ハイスクール本部部長 2018年6月 当社常勤監査役(現任)	17百株	なし

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の19頁に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役4名(社外取締役を除く)及び監査役3名(うち社外監査役2名)に対し、従来の支給額及び当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額56百万円(取締役55百万円、監査役分1百万円(うち社外監査役分1百万円))支給することといたしたく存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する支給金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。また、当社の取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針は事業報告15・16頁に記載のとおりであります。

本議案は、会社業績や各取締役の担当部門の実績等を勘案しつつ、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議で決定しており、相当であると判断しております。

以 上

